

熊本県原爆被害者団体協議会運営費補助金交付要領

(趣旨)

- 第1 原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、熊本県原爆被害者団体協議会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。
- 2 補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)及び熊本県健康福祉補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(対象経費)

- 第2 要項別表の補助対象経費は、補助事業者が当該年度中に実施した交流集会等事業の実施に要する額とする。

(補助金の交付申請)

- 第3 要項第3条の交付申請書は、毎年度別に指定する日までに提出するものとする。
- 2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。
- 3 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、当該事業についての予算措置状況を記載し補助事業者が押印して証明したものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

- 第4 要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記様式第1号を準用する。

(申請の取下げ)

- 第5 要項第6条の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(実績報告)

- 第6 要項第9条の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定のあった当該年度の3月末日とする。
- 2 要項第9条第2項第1項の事業実績書は、別記様式第2号によるものとする。
- 3 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、当該事業についての決算の状況を記載し補助事業者が押印して証明したものとする。

附 則

- この要領は、平成15年7月8日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
この要領は、平成27年6月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別記様式第 1 号

熊本県原爆被害者団体協議会運営費補助事業計画書

項目	内容	実施時期

別記様式第2号

熊本県原爆被害者団体協議会運営費補助事業実績書

項目	内容	実施時期